

(様式2)

地方自治法（昭和22年4月17日法律第67号）第234条第2項、地方自治法施行令（昭和22年5月3日政令第16号）第167条の2第1項第5号及び横浜市契約事務委任規則第4条第4項第2号により次のとおり随意契約を締結したので、その概要を公表します。

令和6年8月5日

横浜市契約事務受任者
下水道河川局長 遠藤 賢也

1 契約の概要

万世ポンプ場自家発用ディーゼル機関緊急応急措置工事

2 履行（納品）場所

南区万世町2丁目29番地

3 契約日

令和6年6月3日

4 履行日又は履行期間

令和6年6月3日から令和6年7月29日まで

5 契約金額

¥2,200,000.-（うち消費税及び地方消費税額 ¥200,000.-）

6 契約の相手方（名称及び所在）

名称 東京産業株式会社 電力部長 北村 卓史
所在 東京都千代田区大手町2-2-1

7 当該随意契約を行わざるを得なかった理由

自家発用ディーゼル機関の故障で発電が不可となり、停電時に雨水排水を行うための電力が確保できず、その結果、排水区域が浸水し市民生活に多大な影響を及ぼす恐れがあるため、緊急に対応する必要がありました。

8 契約の相手方の選定理由

当該設備は三菱重工業株式会社の独自の技術が採用された特殊な設備であり、施工にあたっては、設備の構造を十分熟知した専門の技術者でなければ施工を完了させることはできません。三菱重工業株式会社の工事・メンテナンスの代理店であり、設備の構造を十分熟知した専門の技術を有し、施工が唯一可能な東京産業株式会社と随意契約いたしました。

9 所管課

下水道河川局 下水道施設部 南部水再生センター